

## 最近の最高裁判例の動向調査（２）

～平成 14 年以降 6 年を振り返る～

行政監視委員会調査室 にしざわ としお  
西澤 利夫

今回は、前号（284 号）に引き続き、平成 16 年及び 17 年の最高裁判例を取り上げることとする。なお、この間、平成 17 年には、公職選挙法の在外国民選挙権制限規定が選挙権の保障に反するとした 7 件目の違憲判決（同年 9 月 14 日）が出されている。

### 3. 平成 16 年の最高裁判例の概要

#### （１）商事法関係

ア 平成 16 年 6 月 10 日第一小法廷判決 破産会社社長が社屋に放火 火災保険金の支払義務なしと最高裁が初判断

破産した会社の代表取締役が社有建物に放火した場合、火災保険金が支払われるかどうか争われた訴訟の上告審で、最高裁第一小法廷は 6 月 10 日、「取締役の故意による事故招致に該当する」として保険契約の免責条項の適用を認め、損害保険会社に支払義務はないとする初めての判断を示し、免責を否定した二審判決を破棄し、一審判決を支持する判決を言い渡した。

本件は、大阪府内の有限会社への融資の担保として同社所有の建物に係る火災保険金請求権に質権を設定していた信用組合が、保険会社を相手に火災保険金の支払いを請求した事案である。「法人が契約する火災保険では通常、保険金目当ての犯罪などを防ぐため、理事、取締役が故意や重大な過失でその法人に損害を生じさせた場合には、保険会社が免責される約款を定めている」（6 月 10 日付読売新聞夕刊）ことから、本件では破産後の取締役が、この場合の取締役に該当するかが争われたのである。

第一小法廷は、商法 641 条が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失により生じた損害について保険者は免責されると定めている趣旨は、「被保険者に保険金請求権を認めるのは、保険契約当事者間の信義則に反し、又は公序良俗に反するものであることによる」とした上で、本件免責条項も同趣旨であるとし、取締役の意義については、「文字どおり、取締役の地位にある者をいうと解すべきである。有限会社の破産宣告当時に取締役の地位にあった者は、破産宣告によっては取締役の地位を当然には失わず、社員総会の招集等の会社組織に係る行為等については取締役としての権限を行使し得ると解されるから、上記取締役に該当すると解するのが相当」とした。

イ 平成 16 年 7 月 1 日第一小法廷判決 会計帳簿閲覧要件を大幅に緩和

株主が求めた会計帳簿等の閲覧謄写請求を会社側が拒んだことの当否が争われた訴訟の上告審で、最高裁第一小法廷は 7 月 1 日、株主側の請求を棄却した二審判決を破

棄し、審理を東京高裁に差し戻す旨の逆転判決を言い渡した。

訴えていたのは、大手化粧品会社（非上場）前会長の妻である。妻は前会長の死亡後、同社株や関連会社株を含む遺産の4分の3を相続し、同社など6社について持ち株比率が3%を超えた。妻は現経営陣と対立し、不正な貸付けに係る調査や株式等の時価算定の必要などの理由で会計帳簿の閲覧等を求めて提訴していた。一、二審判決は、閲覧謄写を求める具体的理由とそれを裏付ける客観的事実の存在が必要とした上で、今回の請求はそれらを欠くとした。

これに対し、最高裁第一小法廷は、「商法は会計帳簿等の閲覧謄写を請求するための要件として、総株主の議決権の100分の3以上を有することのほか、理由を付した書面をもって請求することを要求している。理由は具体的に記載されなければならないが、理由を基礎付ける事実が客観的に存在することについての立証を要すると解すべき法的根拠はない」との初判断を示した。また、「株式の譲渡につき定款で制限を設けている会社において、株主が株式の適正な価格を算定する目的でした請求は、特段の事情が存しない限り、拒絶事由には該当しない」とした。

今回の最高裁判決は、帳簿閲覧要件を大幅に緩和するものであり、「大企業の情報隠しなど不祥事が相次ぐ中、経営陣に企業情報の開示に対する認識を改めさせる意味を持つ」といえる。開示による株主の企業監視の強化に伴い、「経営者は、開示に耐え得る経営に一段と努めなければならない」（7月1日付読売新聞夕刊）ことになる。

#### ウ 平成16年9月17日第三小法廷決定 最高裁の違憲判断の過去の確定判決への効力につき判断見送り

郵便配達ミスによる損害賠償責任を限定した郵便法の規定を違憲とした大法廷判決を根拠に、兵庫県の男性がそれ以前に確定していた同種訴訟の再審開始を認めた大阪高裁の決定に対する特別抗告審で、最高裁第三小法廷は9月17日、高裁決定を破棄し、再審請求を棄却すべき旨の神戸地裁決定に対する相手方の抗告を却下した。

男性が再審を求めていたのは、郵便局員の配達ミスで債権90万円を回収できなかったとして、国に賠償請求した訴訟である。平成11年に敗訴が確定したが、平成14年9月、最高裁大法廷が別の同種訴訟の判決で、郵便法の規定が国家賠償を求める権利を保障した憲法17条に違反すると判断したことを知り、再審請求に及んだ。簡裁、地裁ともこれを退けたが、高裁は、「最高裁の違憲判断は、当事者間だけで効力があると考えるのは不十分で、過去の確定判決についても、その根拠となった法律の規定が違憲判断によって通用しなくなった場合は、再審で救済されるべきである」と指摘して再審開始を認める異例の判断を示したため、最高裁の判断が注目されていた。

しかし、第三小法廷は、手続だけを問題とし、「本件再抗告の申立ては、原々決定（地裁決定）の決定正本の送達を受けた日から1週間経過後にされたものであることが明らかである。本件再抗告は不適法というほかなく、原決定（高裁決定）は破棄を免れない」としたため、違憲判断の確定判決への効力についての最高裁判断は見送られた。

戦後、最高裁が法律の規定に違憲判決を出したのは、本決定時点までで郵便法を含

め6件だけである。ちなみに、従来の通説では、三権分立などに配慮し、最高裁の違憲判決の効力は当事者以外の第三者には及ばないものとされている。過去の確定判決にまで効力が及ぶことになれば、大きな混乱を招きかねないからとの理由による。

エ 平成16年10月4日第二小法廷判決 清算の終了した会社の帳簿閲覧請求権を否定  
清算の終了した株式会社の利害関係人が、商法の規定に基づき保存されている帳簿等の閲覧や謄写ができるかが争われた訴訟で、最高裁第二小法廷は10月4日、商法に規定がないことなどを理由に、「閲覧又は謄写の請求をすることはできない」との初判断を示した。本件は、清算が終わった株式会社の元取締役で、株主だった男性が、会社の清算人に対し、商法429条の規定に基づき、会社の帳簿や株主総会議事録、取締役会議事録などの閲覧及び謄写を請求したが拒否されたため提訴した事案である。

商法429条は、会社は清算終了の登記後10年間、帳簿や営業などに関する重要資料を保存するよう義務付けた規定である。二審・東京高裁は、「文言上は、利害関係人の閲覧謄写請求権を規定していないが、会社の業務執行や清算手続の適否を検証し、責任追及を容易にするのが趣旨」と判示し、請求を認める判断を示していた。

しかし、第二小法廷は、「同条は、清算に関して後日紛争が生じた場合に備え、帳簿等の保存義務を課したものである」とした上で、「同条が、決算終了後の帳簿等の保存義務と保存者について規定しているだけで、その閲覧等の請求については何ら規定していないことと、帳簿等の中には営業秘密等が記載されたものがあることにかんがみると、これらの閲覧等の請求はできないものというべきである」として、請求を認めた二審判決を破棄し、元株主の請求を棄却したのである。

今回の判決は、商法の条文を読んでもはっきりしなかった問題について、判断の統一を任務とする最高裁が明確な判断を下したものであり、今後の紛争防止の観点から意義のあるものである。なお、こうして判断の定着した部分については、今後の商法改正の機会に明文化が図られることが望まれる。

## (2) 民事法・その他

ア 平成16年6月1日第三小法廷判決 議決回避のための分割発注は違法

一定額以上の事業発注について必要となる町議会の議決を回避するために町長が工事を分割発注したのは違法として、住民が前町長を相手に分割で増えた分の工事代金を町に返還するよう求めた住民訴訟で、最高裁第三小法廷は6月1日、議決を要するとした地方自治法の規定を潜脱する目的でなされた場合は違法との初判断を示した。

本件は、住民が、農業集落排水事業の請負工事について、全体を一つの工区として一つの契約を締結して実施すべきものであって、地方自治法96条に規定する議会の議決を要するものなのに、議決を要しない三つの工区に分割して工区ごとに契約を締結したことにより、町に差額相当額の損害を与えたとして損害賠償を求めた訴訟である。

第三小法廷は、議会の議決による趣旨について、「政令で定める種類・金額の契約を締結することは地方公共団体にとって重要な経済行為に当たるものであるから、

住民の意思に基づき適正に行われることを期することにある」とし、「それを潜脱する目的でされたと認められる場合には、町長の工事の実施方法等の決定は違法」とした。

その上で、「工期の短縮等の手段として分割実施することが工事の内容、性質、実施場所等に照らし合理的であったとの特段の理由があるときは、違法とはいえない」とし、更に事実関係を検討させるため原審に差し戻したのであった。

一審は「分割発注は裁量権の濫用」として前町長に支払を命じたが、二審は「工期短縮などそれなりのやむを得ない理由があった」として一審判決を取り消し、住民側の請求を棄却した。今回の最高裁判決は、「首長の裁量権を超えて違法となる基準を示したといえ、地方行政に影響を与えそうである」(6月1日付朝日新聞夕刊)。

#### イ 平成16年7月12日第一小法廷決定 おとり捜査は任意捜査として適法

営利目的で大麻樹脂を所持していたとして大麻取締法違反などの罪に問われたイラン人男性の上告審で、第一小法廷は7月12日、一定の条件を示した上で、「おとり捜査は任意捜査として許容される」との初判断を示し、被告人側の上告を棄却した。

決定によれば本件は、被告人が平成11年に不法入国し、翌年2月に知人男性に大麻樹脂の買手を紹介してくれるよう依頼した。この男性は大阪刑務所に服役中に被告人と知り合ったのであるが、弟のことで被告人に恨みを抱くようになっていたので、その内容を近畿地区麻薬取締官事務所に通報した。同事務所では、被告人の住居等を把握できず、他の捜査手法によって証拠を収集し、被告人を検挙することが困難であったことから、おとり捜査の実施を決定したというものである。

第一小法廷は、本件において採られたおとり捜査について、「おとり捜査は、捜査機関又はその依頼を受けた捜査協力者が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するように働きかけ、相手方がこれに応じて犯罪の実行に出たところで現行犯逮捕等により検挙するものであるが、少なくとも、直接の被害者がいない薬物犯罪等の捜査において、通常の捜査方法のみでは当該犯罪の摘発が困難である場合に、機会があれば犯罪を行う意思があると疑われる者を対象におとり捜査を行うことは、刑訴法197条1項に基づく任意捜査として許容される」とした。

今回の最高裁決定は、「法律に基づかない違法捜査だとする長年の批判に正面から適法と回答したもので、一定の評価ができる」(7月15日付毎日新聞)が、どこまでが適法かの更に詳細なルール作りが今後必要になるものと思われる。

#### ウ 平成16年10月15日第二小法廷判決 国・県の規制権限不行使は違法

関西に移り住んだ水俣病未認定患者45人(うち15人が死亡)と遺族が、工場排水などの規制を怠ったとして国と熊本県に損害賠償を求めた「関西水俣病訴訟」で、最高裁第二小法廷は10月15日、「工場の排水につき水質2法などに基づく規制権限を行使しなかったのは違法」とし、国と県の賠償責任を認めた二審判決を支持し、国と県の上告を棄却した。判決などによれば、水俣病は水俣湾などの魚介類を多量に摂取したことによって起こる中毒性神経疾患であり、昭和31年に公式発見され、昭和43年

に公害病に認定された。「公害病の原点」とされ、イタイイタイ病、四日市ぜんそく、新潟水俣病と並ぶ四大公害病の一つである。

第二小法廷は、国の責任について、「昭和34年1月末の時点で、公式発見から3年半が経過し、多数の患者が発生し、死亡者も相当数に上っていることを認識していた、原因物質が有機水銀化合物で、排出源がチッソの工場だと認識し得たことなどから、昭和35年1月以降、水質保全法及び工場排水規正法に基づく規制権限を行使しなかったことは国家賠償法上違法というべきである」とした。

県の責任についても、「昭和34年12月末までに漁業調整規則に基づく規制権限を行使すべきであり、昭和35年1月以降の権限不行使が著しく合理性を欠くとした原審の判断は是認できる」とした。

本判決を受けて環境省は、「認定基準を否定されたとは考えていない。被害者には平成7年の政治的解決に基づいて手当てをしており、行政としての責任は果たしている」（10月16日付日経新聞）との見解を表明した。

エ 平成16年11月12日第二小法廷判決 警察官射殺事件で暴力団組長に使用者責任指定暴力団の下部組織の組員に対立組員と間違えられ射殺された警察官の遺族が、組長や実行犯ら4人に損害賠償を求めた事件で、最高裁第二小法廷は11月12日、「組の威力を利用した資金獲得活動に関し、組長と組員は使用者と被用者の関係にある」との初判断を示し、組長の使用者責任を認め、組長側の上告を棄却した（組長らに計約8,000万円の支払を命じた二審・大阪高裁判決が確定）。

判決によれば、平成7年8月、A組系組員がB会系組長に発砲する事件が発生したことを受け、翌日この組長の事務所近くで警戒中だった警察官が組員と間違えられ、三次団体組員に短銃で撃たれて死亡した。そこで遺族が組長、実行犯、直属の三次団体組長を相手に提訴した事案である。一審は三次団体の元組長、元組員の責任だけを認定したが、二審はA組組長にも賠償を命じていた。

第二小法廷は、A組は下部組織の構成員にその威力を利用した資金獲得活動を容認し、上納金としてその収益がA組長に取り込まれること、組長が組織の頂点に立つことなどから、使用者関係があるとの初判断を示した。

また、威信を維持するための対立抗争において構成員のした殺傷行為は、「事業の執行と密接に関連する行為というべきであり、民法の規定による使用者責任を負うものと解するのが相当」としたのであった。「暴力の恐怖におびえながら提訴に踏み切った遺族の思いが、画期的な司法判断を引き出した」（11月13日付読売新聞）といえる。

オ 平成16年11月18日第一小法廷判決 パートナー関係を解消した男性に責任なし 婚姻届を出さず、住まいも生計も別にしながら子ども2人をもうけ、好きなときに行き来する、こんな「パートナー関係」を約16年にわたり続けてきた女性が、相手の男性から関係解消を求められたことに対し慰謝料500万円を請求した訴訟で、最高裁第一小法廷は11月18日、「婚姻やこれに準じるものと同様の存続の保障を認める余地

はなく、慰謝料請求権の発生する不法行為と評価することはできない」との初判断を示し、男性に100万円の支払を命じた二審判決を破棄し、請求を棄却した。

婚姻届は出していないが夫婦としての実態のある男女に関しては、昭和33年の最高裁判決などで「婚姻に準じた関係(内縁関係)」として法的保護が認められている。内縁関係は、共同生活の有無、生計の同一性、子どもの共同養育などの要素を総合的に考慮して判断されるものであるが、今回のケースは、それには当たらないことから、最高裁の判断が注目されていた。これを契機に、パートナー関係をめぐり、今後も議論が続くものと思われる。

#### 4. 平成17年の最高裁判例の概要

##### (1) 商事法関係

ア 平成17年1月17日第二小法廷判決 破産宣告後に期限が到来した債権を受働債権とし、破産債権を自動債権とする相殺は可能

保険会社と複数の保険契約を締結していた破産者が、破産宣告後に満期が到来したことによる満期返戻金と破産宣告後に解約した場合の解約返戻金について、未払金等の支払を求めたのに対し、保険会社が、これらの返戻金債権を受働債権とし、破産債権を自動債権とする相殺を主張して争われていた訴訟で、最高裁第二小法廷は1月17日、保険会社側の相殺を認める初判断を示した。その上で、原判決の一部を変更し、相殺後の残金など約280万円の支払を保険会社側に命じた。

本件は、保険会社と店舗総合保険契約を締結していたB会社の代表取締役だったAが、建物に放火し、保険金を詐取したことが保険金支払い後に発覚したため、保険会社がAに対し不法行為による損害賠償を求める訴訟を提起したのに対し、Aの破産管財人が保険会社に上記返戻金に係る未払金等の支払を求めて争っていた事案である。

第二小法廷は、「旧破産法は破産宣告の時に期限付又は停止条件付である場合、破産債権者による相殺を認めているが、その趣旨は、相殺の担保的機能に対する期待を保護する点にある」とした上で、「破産債権者は、その債務が破産宣告の時に期限付である場合には、期限の利益を放棄したときだけでなく、その期限が到来したときにも、相殺をすることができる」とし、保険会社側のほぼ全面勝訴とした。

ただ、不法行為の被害者が負担した弁護士費用については、「弁護士に訴訟の追行を委任し、かつ、相手方に対して勝訴した場合に限って、相当と認められる額の範囲内のものに限り、不法行為と相当因果関係にある損害として賠償請求できる」とし、「相当因果関係にある損害とは認められない」とした。今回の判決が、今後の破産実務に大きな影響を与えることが想定され、成り行きに注目したい。

イ 平成17年2月15日第三小法廷判決 事後的でも株主総会決議を経れば役員報酬の支払は適法有効とする初判断

株主総会の決議を経ないで役員報酬を支払ったのは違法として、株主が経営陣に会社への賠償を求めた株主代表訴訟で、最高裁第三小法廷は2月15日、「事後的でも株

主総会決議を経れば役員報酬の支払は適法有効」とする初判断を示した。

この会社は平成7年9月に設立され、定款上、役員報酬は株主総会の決議をもって定めることとされていたにもかかわらず、株主総会の決議を経ないまま取締役と監査役に報酬を支給していたことから、役員報酬を違法に支払ったとして、株主が役員報酬相当額の損害を会社に賠償するよう求めて提訴したものである。

第三小法廷は、「法が株主総会の決議によって定めると規定した趣旨目的は、取締役会によるお手盛りの弊害を防止し、役員報酬の額の決定を株主の自主的な判断にゆだねるところにある」とし、「後に株主総会の議決を経ることにより、事後的にせよ趣旨目的は達せられ、当該役員報酬の支払は適法有効なものになる」とした。

ウ 平成17年7月14日第一小法廷判決 過大な危険を伴う取引の積極的勧誘は不法行為法上も違法

危険性の高い株価指数オプション取引などで多額の損害を被ったのは、証券会社が違法な勧誘をしたためとして、水産物卸売会社が証券会社を相手に不法行為による損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第一小法廷は7月14日、「違法な勧誘はなかった」とし、賠償を命じた二審判決を破棄し、更に審理を尽くさせるため原審に差し戻した。

第一小法廷は、投資になじまない人を勧誘する「適合性原則」について、「顧客の意向と実情に反して、過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘するなど、同原則を著しく逸脱した勧誘をした場合には違法」との初判断を示したが、本件のケースは「著しく逸脱していたとはいえない」とした。なお、判決は5裁判官全員一致であるが、補足意見で「顧客がリスクをコントロールできなくなる恐れがある場合には、証券会社には改善、是正のために指導、助言する義務がある」旨が指摘された。

エ 平成17年7月19日第三小法廷判決 債務者への取引履歴開示は貸金業者の義務

貸金業者が債務者に取引履歴を開示する義務があるか否かが争われた訴訟で、最高裁第三小法廷は7月19日、業者側に開示義務があるとの初判断を示し、義務を認めなかった二審判決を破棄し、審理を二審に差し戻した。

第三小法廷は、「債務者は弁済計画が困難となったり、過払金の返還請求ができないなど大きな不利益を被るのに対して、貸金業者には特段の負担は生じないことにかんがみると、貸金業者は開示要求が濫用にあたるなど特段の事情のない限り、信義則上、業務帳簿に基づいて開示する義務を負い、拒絶したときは不法行為を構成する」とした。多重債務者の債務整理など今後の実務に大きな影響を与えるものと思われる。

オ 平成17年9月13日第三小法廷判決 保険カルテルで損保側が逆転敗訴

機械保険などの保険料率ヤミカルテル事件で、総額約54億円の課徴金の納付を命じた公正取引委員会の審決を不服として、損害保険会社14社が審決の一部取消しを請求した訴訟の上告審判決が9月13日、最高裁第三小法廷であった。同小法廷は、審決は適法とし、一審・東京高裁判決のうち上告人敗訴部分を破棄し、請求を棄却し

た（公取委の逆転勝訴が確定）。課徴金の額は事業者団体がカルテルを行った期間内の売上額に 100 分の 6 等の所定の割合を乗じて得た額と定められているが、本件は、対象となる売上額について、公取委側が「営業保険料の全額」としたのに対し、損保側が「支払保険金を控除すべき」と主張して争った事案である。

同小法廷は、「課徴金制度は、カルテル禁止の実効性確保ための行政措置として機動的に発動できるようにしたものであり、算定基準は明確で、算定が容易であることが必要」とした上で、「売上額とは事業活動から生ずる収益から費用を差し引く前の数値を意味し、営業保険料の合計額が売上額と解するのが相当」との判断を示した。

カ 平成 17 年 11 月 24 日第一小法廷判決 競売事件で請求額を低く記載 被担保債権の全部を配当額の計算の基礎とする趣旨として判断を統一

根抵当権の実行としての競売の申立書の「金 円 ただし、下記債権のうち、下記記載の順序にしたがい上記金額に満つるまで」との記載が、被担保債権の一部について担保権を実行する趣旨か否かが争われた訴訟で、最高裁第一小法廷は 11 月 24 日、「被担保債権の全部を配当額の計算の基礎とした上で、その額に満つるまでの配当を請求する趣旨と解するのが相当」とし、原判決を棄却し、一審判決を取り消す判決を言い渡した。債権者が競売を申し立てる際、登録免許税（請求額の 0.4%）を節約するなどの理由から請求額を低く記載するケースが多い。こうした場合に、どちらを基礎に配当額を計算すべきかについては下級審の判断が分かれていた。最高裁による判断の統一は、今後の実務に影響しそうである。

キ 平成 17 年 12 月 15 日第一小法廷判決 「リボ方式」訴訟で最高裁が初判断

限度額の範囲内なら返済しながら繰り返し借入れができる「リボルビング方式」で融資を受けた男性が、業者に利息制限法の上限を超えて支払った過払金の返還を求めた訴訟で、最高裁第一小法廷は 12 月 15 日、「本件各貸付けについては、17 条書面の交付があったとは認められず、貸金業法 43 条の適用要件を欠く」とし、業者側の上告を棄却する判決を言い渡した（過払金の返還を命じた一、二審判決が確定）。

貸金業法には、債務者が超過利息を任意に支払った場合、一定の事項を記載した書面（17 条書面）を交付しているときは有効な弁済とみなすとする 43 条の規定（みなし弁済規定）があり、リボ方式の下での超過利息の返済に適用されるかが争われた。

第一小法廷は、「確定的な記載が不可能な場合でも、個々の貸付けの時点での残元利金について、最低返済額及び経過利息を返済期日に返済する場合の返済期間、返済金額等を記載することは可能であり、これを書面に記載すべき義務があった」との初判断を示し、そうした記載がない本件のケースでは、「17 条書面の交付があったとは認められない」とした。「同種の訴訟は 500 件以上あるが、みなし弁済規定の成否については下級審の判断が分かれていた」（12 月 16 日付読売新聞）とされ、今回の最高裁の判断は、債務者の救済に大きな影響を与えそうである。



(2) 民法・その他

ア 平成17年2月1日第三小法廷判決 名義書換手数料は譲渡所得の計算上控除可能  
贈与された資産を売却し、譲渡所得を確定申告する際に、名義書換にかかった手数料を「資産の取得に要した金額」として控除できるかが争われた訴訟で、最高裁第三小法廷は2月1日、手数料を控除できるとする初判断を示した。

本件は、父親が購入したゴルフ会員権の贈与を受けた男性が、名義書換手数料を支払って会員となった後に、これを低額で譲渡し、その差額を総合課税の対象となる長期譲渡所得の損失の金額として計上して申告したところ、税務署側が手数料部分については資産の取得費としての控除を認めない更正等の処分をしたため、その取消しを求めた事案である。

第三小法廷は、「資産の取得に要した金額には、取得代金の額のほか、取得するための付随費用の額も含まれる。本件手数料は付随費用に当たるもので、収入金額から控除されるべき性質のもの」として、手数料の控除を認めなかった原判決を破棄し、男性側の請求を認容した。今回の判決を受けて、国税当局において従来の課税実務の見直しが行われるものと思われる。

イ 平成17年3月10日第一小法廷判決 抵当不動産の賃借人に対し抵当権に基づく妨害排除請求を容認

債権者が債権の回収のため抵当権を実行しようとした場合において、抵当不動産である建物を占有している賃借人がいるとき、その占有が不法占有でなくても明渡しを認められるかどうか争われた訴訟で、最高裁第一小法廷は3月10日、「抵当権者は、占有者に対し、直接自己への明渡しを求めることができる」とする初判断を示した。

本件は、「A社から注文を受けたB建設会社は、A社の土地にホテルを建築したが、A社が請負代金の大部分を支払わなかったため、その引渡しを留保した。その後A・B社間で、A社が残代金を分割で支払うこと、B社の債権担保のためホテルの土地建物に抵当権を設定することなどが合意され、引渡しが行われた。しかしA社は分割代金を払わず、B社の承諾なしにC社に転貸し、C社はさらにD社に転貸するなどしたため、B社が抵当権の実行として競売を申し立てた」という事案である。

最高裁は平成11年、「抵当権者は不法占有者に対し、抵当権に基づく妨害排除請求として、明渡しを請求することができる」との判断を示したことがあるが、今回の訴訟では、正当な権原に基づき不動産を占有している賃借人に対しても、同様に明渡しができるのかが焦点になっていた。

第一小法廷は、「抵当不動産の所有者から占有権限の設定を受けて占有する者についても、競売手続を妨害する目的が認められ、抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態があるときは、その排除を認めることができる」とし、抵当権者は占有者に対し、「直接自己への抵当不動産の明渡しを求めることができる」とした。

今回の最高裁判決は、巧妙化する競売妨害に対し、排除の可能性を広げるものであり、今後の債権回収実務に影響を与えようである。

ウ 平成 17 年 4 月 26 日第三小法廷判決 自治会退会は自由

公営団地の入居者が自治会を退会できるかどうか争われた訴訟で、最高裁第三小法廷は 4 月 26 日、「自治会は強制加入団体ではなく、入居者の一方的意思表示で退会できる」との初判断を示した。

自治会の規約は、自治会は団地の入居者をもって組織することや、共益費と自治会費の 1 世帯当たりの月額などを規定しているが、会員の退会については定めていなかった。本件は、自治会の役員らの方針などに不満があることを理由に退会の申入れをした男性が、その後は毎月の共益費と自治会費を納付しなかったため、自治会側が退会申入れを無効としてその支払を求めていたものである。

第三小法廷は、退会は原則的に無効とし、共益費と自治会費全額の支払を命じた一、二審判決を変更し、共益費は「入居に際し、退去しない限り支払うことを約したもの」として全額を、自治会費については退会までの分を支払うよう命じた。自治会をめぐるトラブルは全国的に多く、最高裁の判断は広範囲に影響を及ぼしそうである。

エ 平成 17 年 5 月 30 日第一小法廷判決 「もんじゅ」の原子炉設置許可は適法

平成 7 年 12 月にナトリウム漏れ事故を起こして運転を停止している高速増殖炉「もんじゅ」(福井県敦賀市)の原子炉設置許可について、周辺住民が国を相手に無効確認を求めた行政訴訟で、最高裁第一小法廷は 5 月 30 日、「安全審査に見過ごしがたい過誤、欠落があるとはいえない」として、設置許可を無効とした二審判決を破棄し、住民側の請求を棄却した。判決は 5 裁判官の全員一致で、提訴から 20 年近くを経て、国側の逆転勝訴が確定した。

もんじゅは、燃料をもう一度利用でき、使った以上のプルトニウムを回収できるため、資源に乏しい我が国にとっては「夢の原子炉」ともてはやされたが、事故後は運転停止を余儀なくされていた。国の勝訴により、今後の核燃料サイクル政策の推進に弾みがつくものと思われる。ただ、再稼働に向けては、「運転経験のある技術者の不足など技術面の課題は残っており、経済性の低さから実用化の見通しも立っていない」(5 月 31 日付日経新聞)との指摘がある。

オ 平成 17 年 6 月 14 日第三小法廷判決 逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中間利息の割合は民事法定利率

交通事故で死亡した被害者への損害賠償額の算定に当たり、逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中間利息の割合をどう決めるかが争われた訴訟で、最高裁第三小法廷は 6 月 14 日、「民事法定利率によらなければならない」との初判断を示し、年 3%とした両訴訟の二審判決中の敗訴部分を破棄し、札幌高裁に審理を差し戻した。

第三小法廷は、民事執行法等と同様に、「逸失利益を現在価額に換算するについても、法的安定及び統一的処理が必要で、民法は、民事法定利率により控除することを予定している」とした。

過去の交通事故訴訟では民事法定利率とした例が多いが、「低金利の長期化を反映し、

最近では地・高裁段階で5%未満を適用する判決も出て、判断が分かれていた。中間利息の控除率を高くすると逸失利益の算定額は減るため、同種訴訟に大きな影響を与えそう」(6月14日付日経新聞夕刊)である。

カ 平成17年7月11日第一小法廷判決 固定資産税評価額決定の一部分のみ取消し

固定資産税額の基準となる評価額が実勢価格を上回っているのは違法として、都固定資産評価審査委員会による評価額決定処分の取消しを求めた訴訟で、最高裁第二小法廷は7月11日、違法の場合に「決定全部」を取り消すとした二審判決を変更し、決定のうち「実勢価格を超える部分」のみを取り消すとする初判断を示した。

土地の実勢価格を上回る評価額の決定は違法とする判断は定着しているが、取り消す範囲については下級審の判断が分かれていた。今回の判決が、「審査決定のうち裁判所が認定した適正な時価を超える部分に限り取り消すこととしても何ら不都合はなく、むしろ紛争を早期に解決することができる」との明確な判断を示したことで、この問題については決着をみることになった。

キ 平成17年7月14日第三小法廷判決 市立図書館蔵書の廃棄は著作者の利益侵害

市立図書館の蔵書を女性司書により勝手に廃棄され、精神的苦痛を受けたと主張して、「新しい歴史教科書を作る会」と作家らが市に損害賠償を求めた訴訟の上告審判決が7月14日、最高裁第一小法廷であった。

同小法廷は、「図書館職員は、公正に図書館資料を取り扱うべき職務上の義務を負い、独断の評価や個人的好みによって廃棄することは職務上の義務に反する」とした上で、「著作者には、公立図書館で不公正な取扱いを受けずに思想や意見等を公衆に伝達するという法的保護に値する人格的利益があり、廃棄行為は職務上の義務に違反してこれを侵害するものとして国家賠償法上違法となる」とし、請求を棄却した原判決を破棄し、審理を尽くさせるため原審に差し戻した。思想・表現の自由や多様性の許容という民主主義の基本的原理が守られた判決として、大きな意義を有するといえる。

ク 平成17年9月8日第一小法廷判決 遺産分割前の賃料債権は相続分に応じて取得

賃貸不動産の所有者が死亡し、複数の相続人がいる場合、遺産分割までの間に生じた賃料債権をどう分配するかが争われた訴訟で、最高裁第一小法廷は9月8日、「相続開始から遺産分割までの間に生ずる賃料債権は遺産とは別個の財産であって、各共同相続人がその相続分に応じて確定的に取得するものと解され、後にされた遺産分割の影響を受けない」との初判断を示した。その上で、遺産分割結果に従って分配するよう命じた原判決を破棄し、審理を大阪高裁に差し戻した。

遺産から生ずる賃料債権の分配問題については、下級審の判断や学説が分かれていたが、今回の判決で最高裁が明確な判断を示したことで、今後の紛争防止につながる事が期待される。

ケ 平成 17 年 9 月 8 日第一小法廷判決 逆子の分娩で医師の説明義務違反を認定

国立病院で骨盤位(逆子)だった長男を出産直後に亡くした夫婦が、「帝王切開による分娩を希望したのに自然分娩をされ、十分検討した上で意思決定をする権利を奪われた」などとして、担当医師と国立病院機構に損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第一小法廷は 9 月 8 日、請求を棄却した原判決を破棄し、審理を東京高裁に差し戻した。

判決理由で同小法廷は、「医師は自然分娩を相当とする理由を具体的に説明し、患者に判断する機会を与えるべき義務がある」とし、医師の説明義務違反を認定した。「患者が医療方法の決定に参加するためのインフォームド・コンセント(説明と同意)を強く求めた判断で、医療現場に影響を与えよう」(9 月 9 日付読売新聞)である。

コ 平成 17 年 9 月 14 日大法廷判決 在外国民選挙権制限規定は違憲

在外国民であることを理由として選挙権の行使の機会を保障しないことは憲法や国際規約に違反するとして、公職選挙法の規定の違法確認や平成 8 年 10 月 20 日に実施された衆議院議員の総選挙において投票できなかったことによる損害賠償などを求めた訴訟の上告審判決が 9 月 14 日、最高裁大法廷であった。

大法廷は、平成 10 年の改正前の公選法が在外選挙をまったく認めていなかったことは、「国会が在外選挙制度を何ら創設しないまま放置し、在外国民の投票を認めなかったことについては、やむを得ない事由があったとは到底いえず、憲法 15 条 1・3 項、43 条 1 項及び 44 条ただし書きに違反する」とし、改正後の公選法の規定(在外選挙制度)についても、比例代表に限るとしたことにやむを得ない事由があるということではできず、憲法 15 条 1・3 項、43 条 1 項及び 44 条ただし書きに違反するとした。

最高裁の違憲判決を踏まえ、「政府は 9 月 14 日、次期通常国会に公職選挙法改正案を提出する方針を固めた。衆院小選挙区や参院選挙区の選挙も在外投票できるようにする」(9 月 15 日付日経新聞)こととされた。

カ 平成 17 年 11 月 10 日第一小法廷判決 手錠・腰縄姿の撮影、公表は違法

和歌山毒物カレー事件で死刑判決を受けた被告人が、法廷内の容貌・姿態を撮影・描写した写真やイラスト画を写真週刊誌に掲載されたことにより肖像権を侵害されたとして、発行元の会社などに損害賠償を求めた訴訟の上告審判決が 11 月 10 日、最高裁第一小法廷であった。

同小法廷は、写真については「被撮影者の活動内容、撮影の場所や目的、態様、必要性等を総合考慮して、人格的利益の侵害が受忍限度を超えるかどうか判断して決すべき」とした上で、本件のように裁判所の許可なしに、手錠をされ、腰縄を付けられた状態の容貌等を撮影、公表することは「人格的利益を侵害するものとして違法」とした。

一方、イラスト画の公表は「一般には社会的に是認された行為である」としたが、本件の手錠・腰縄状態を描いたイラスト画については、「被告人を侮辱し、その名誉感情を侵害するものであり、違法と評価される」として、この部分を認めた原判決を破棄し、高裁に差し戻すこととした。

シ 平成 17 年 12 月 1 日第一小法廷判決 横浜教科書訴訟で教授側の敗訴確定

教科書検定をめぐる、執筆者の大学教授が検定制度自体の違憲と検定手続の違法などを主張して、国に 100 万円の慰謝料の支払を求めた「横浜教科書訴訟」の上告審判決で、最高裁第一小法廷は 12 月 1 日、検定制度を合憲とした上で、検定意見を適法として請求を棄却した二審判決を支持し、教授側の上告を棄却した。

問題となったのは、教授が「新高校現代社会」に執筆した記述のうちの 4 か所で、文部省（当時）の教科書調査官が修正を求めた検定意見の適否が争われた。同小法廷は、「検定当時の学説状況、教育状況についての認識や検定基準に違反するとの評価等に看過し難い過誤がある場合には、文部大臣の裁量権の範囲を逸脱したものとして、国家賠償法上違法となる」とした上で、「いずれも過誤は認められず、裁量権を逸脱するものではなく、違法とはいえない」とした。

ス 平成 17 年 12 月 7 日大法廷判決 小田急線高架化訴訟で沿線住民に原告適格拡大

小田急線高架化事業に反対する沿線住民が、都の都市計画事業を国が認可したのは違法として取消しを求めていた行政訴訟で、最高裁大法廷は昨年 12 月 7 日、上告した沿線住民の一部に原告適格を認める画期的な判決を言い渡した。

平成 17 年 4 月に改正された行政事件訴訟法では、処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」に限り原告適格を認めるという点は従来どおりであったが、その判断に当たっては、「根拠法令の趣旨・目的などを考慮するものとし、考慮に当たっては関連法令の趣旨・目的をも参酌するものとする」との規定が追加された。

大法廷は、この規定を踏まえ、「公害対策基本法や東京都環境影響評価条例の趣旨や目的を参酌すれば、都市計画法は、騒音や振動で健康や生活環境に著しい被害を直接的に受けるおそれのある住民の個別的利益も保護する趣旨を含むと解される」とし、都の環境影響評価（アセスメント）の対象地域内に住む住民に、取消訴訟における原告適格を認める初めての判断を示した。今回の大法廷判決は、事業用地の地権者以外には原告適格を認めなかった平成 11 年の最高裁判例を変更するものであり、今後の同種訴訟に与える影響は大きいものがあると思われる。